

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小野市	昭和町	令和3年3月12日	平成29年8月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

自分たちの農地は自分たちで守るという考え方が浸透しており、小規模農家であっても各農家が自立している。しかし、町内の認定農業者は経営面積の拡大が困難な状況にあるため、将来を考えると農地利用に不安がある状況である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は中心経営体である認定農業者及び町外の担い手が主に担うほか、経営規模の拡大とまではいかなくとも、農地所有者が現状を維持するために当面は担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	6.3 ha	水稲	6.3 ha	河合地区
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			6.3 ha		6.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組みとして、鳥獣侵入防止柵を設置し、継続的に点検・管理を行っていく。

ジャンボタニシ対策として、冬に耕起作業を行い、地中で越冬中のジャンボタニシを死滅させるとともに、農会での農薬散布を実施し、被害の軽減を図る。

多面的機能支払交付金の活用により、農業用施設用地の維持管理に努める。

農地中間管理事業の活用により、担い手に農地の集約・集積を図る。